

総社市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第17号

総社市体育施設条例の一部を改正する条例

総社市体育施設条例（平成20年総社市条例第21号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前		
（開館時間） 第8条 体育施設の開館時間は、次のとおりとする。			（開館時間） 第8条 体育施設の開館時間は、次のとおりとする。		
名称	施設	使用時間	名称	施設	使用時間
略			略		
総社市清音ふるさと ふれあい広場	略		総社市清音ふるさと ふれあい広場	略	
	野外炊事場	9時から19時まで		野外炊事場	9時から19時まで
	ふれあい亭	9時から17時まで			
略			略		
2及び3 略			2及び3 略		
別表第5（第11条関係） 総社市清音ふるさとふれあい広場使用料表			別表第5（第11条関係） 総社市清音ふるさとふれあい広場使用料表		
略			略		
シャワー	1回 100円		シャワー	1回 100円	
ふれあい亭	1室1時間 300円	◎冷暖房費 1時間 300円 ◎ガス使用料は1回 500円とする。 1回とは、9時から12時まで又は 12時から17時までで、使用許可を			

改正後			改正前		
		受けている時間内をそれぞれ1回とする。			

附 則  
この条例は、平成28年4月1日から施行する。